



平成 21 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンズメイト
代表者名 代表取締役社長 福井三紀夫
(コード番号 7448 東証第一部)
問合せ先 経営管理部長 砂田真一
電話番号 03-5467-9999

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 5 月 14 日開催予定の第 49 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために株券の存在を前提とした規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです。(変更案附則第 1 条及び第 2 条)
- (3) その他、上記変更に伴う必要な文言の加除、条数の変更および規定の整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 5 月 14 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 5 月 14 日(木)

(別紙)

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>2 前項の規定に係わらず当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>(1) ~ (条文省略)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名義を含む、以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第13条 ~ 第25条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第26条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第27条 ~ 第46条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することはできない。</p> <p>(1) ~ (現行どおり)</p> <p>(3)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第12条 ~ 第24条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第25条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、<u>会長</u>、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第26条 ~ 第45条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</p>

以上